



平成27年10月診療分から中学校3年生修了までに拡充され、名称も『子ども医療費助成制度』へ変更します！！

【改正内容】

助成の対象年齢を、現在の「9歳に達する日以後の最初の3月31日（小学校3年生修了）まで」から「15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校3年生修了）まで」に拡充されます。

また、それに伴い名称を現行の「乳幼児等医療費助成」から「子ども医療費助成」に変更します。

【実施時期】

平成27年10月診療分から

☆☆☆ 子ども医療費助成制度について ☆☆☆

子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的とします。

○対象者

指宿市に住所を有する15歳に到達する日以後の最初の3月31日（中学校3年生修了）までの子ども

（生活保護対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度心身障害者医療費助成対象者を除く）

拡充対象者：平成12年4月2日（中学校3年生修了）から平成18年4月1日（小学校4年生）生まれのお子様は登録申請が必要になります。

○助成金の支給申請

乳幼児等を現に監護している保護者が、助成金受給資格者の登録申請をし、「乳幼児等医療費助成金受給資格者証」の交付を受けます。

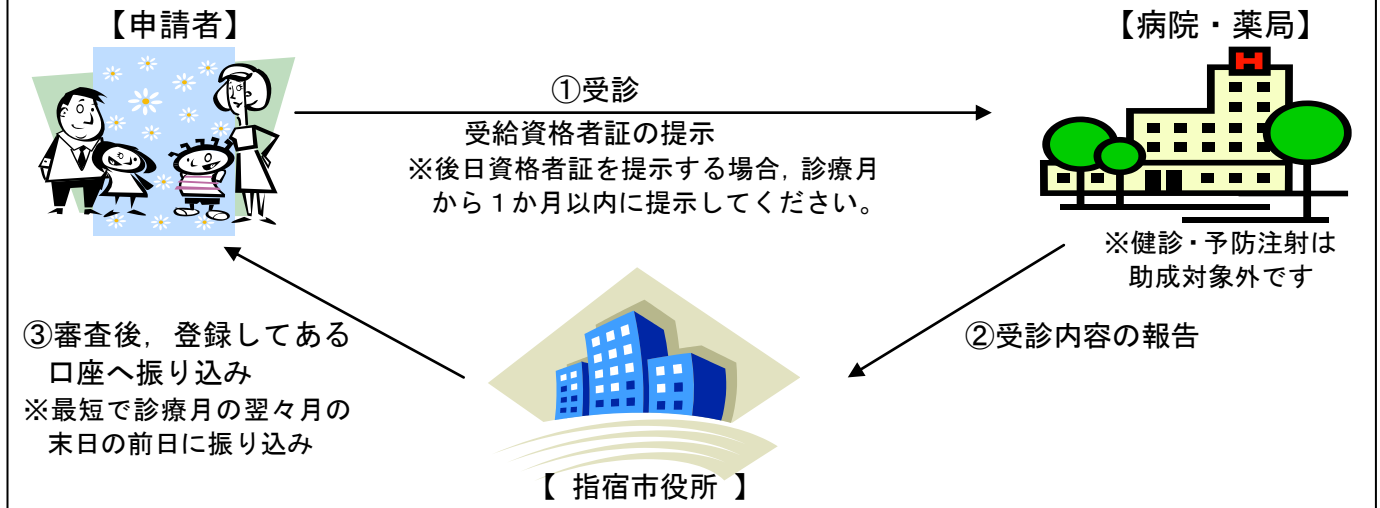


乳幼児等が診療を受ける際、「乳幼児等医療費助成金受給資格者証」と健康保険証を提示して受診し、保険診療に係る自己負担金を支払えば、その後は、市役所に助成申請書を提出する必要はなく、助成金は、後日、指定口座へ自動振込となります。（最短で診療月の翌々月の末日の前日に振込）

ただし、「乳幼児等医療費助成金受給資格者証」を提示せず受診した場合や県外の医療機関等を受診した場合は、助成金支給申請書（領収書添付）を提出しなければ、助成金は支給されません。

※市役所にて直接助成金支給申請書を提出する場合の申請期間は、診療月の翌月から起算して6か月以内です。

県内の医療機関等を受診したときの助成金振込までの流れ



資格者証を提示しないで受診したとき
 県外の医療機関等を受診したとき
 高額療養費の支給対象となるとき
 治療用の補装具を作ったとき
 等の助成金の申請の方法

市役所・各支所の窓口で領収書を添付した助成金支給申請書を提出してください。

- ※ 領収書は、受診者名、診療年月日、保険点数、領収印、医療機関名が記載されたもの。レシートは不可。
- ※ 高額療養費の支給対象となる場合は、協会けんぽ又は健康保険組合等が発行する高額療養費支給決定通知書の写しを提出してください。
- ※ 治療用の補装具を作ったときは、医証（医療機関等から発行）、装具の領収書、支給決定通知書（協会けんぽ又は健康保険組合等から発行）を提出してください。

○助成の内容

1か月の医療費支払額（保険適用分）を全額助成。

助成の対象外となるもの

- ・ 保険適用外の費用…健康診断、予防注射、薬の容器代、保険適用外診療等
- ・ 付加給付金…健康保険から支給されます。（健康保険組合、共済組合によって制度が異なります。）
- ・ 高額療養費…一定の額を超えた場合、健康保険から医療費の払い戻しがあります。加入している保険によっては申請が必要です。
- ・ 入院等の食事代

○変更の届出

登録内容に変更を生じた場合は、届け出をしてください。

- ・ 住所が変わったとき
- ・ 加入保険が変わったとき
- ・ 受給資格がなくなったとき

★問い合わせ先★

| | | | | |
|------|-------|---------|---------|----------|
| 指宿庁舎 | 地域福祉課 | 児童母子福祉係 | 22-2111 | (内線 272) |
| 山川庁舎 | 市民福祉課 | 健康福祉係 | 34-1114 | (直通) |
| 開間庁舎 | 市民福祉課 | 健康福祉係 | 32-3111 | (内線 135) |